

鶴田町郵便入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）において郵便（郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により郵便事業株式会社が送達する信書をいう。）による入札（以下「郵便入札」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 郵便入札は、鶴田町条件付き一般競争入札実施要綱（平成29年鶴田町告示第9号。以下「条件付き一般競争入札実施要綱」という。）第3条に規定する建設工事を対象に行うことができる。

(公告)

第3条 町長は、郵便入札に付する建設工事の入札公告について、鶴田町財務規則（昭和40年鶴田町規則第1号。以下「財務規則」という。）第115条第10号に規定するその他必要な事項として、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到着期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) 入札回数及び落札業者が決定しなかった場合の手続
- (5) 郵便入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(入札書等の郵送方法)

第4条 郵便入札の参加者は入札書（第1号様式）及び工事費内訳書（第2号様式）（以下「入札書等」という。）に必要事項を記入し、公告に示された到着期限までに鶴田郵便局に局留で郵送しなければならない。

- 2 入札書等の郵送方法は、一般書留又は簡易書留のいずれかによるものとする。
- 3 入札書等は封筒記載例（第3号様式）により封筒に入れ封印し、表側に宛名、公告番号、入札日及び「入札書在中」の文言を記載するとともに、裏側に差出人住所（法人にあっては所在地）及び差出人名（法人にあっては商号

及び代表者氏名)を記載しなければならない。

(入札の辞退)

第5条 郵便入札の参加者は、郵送した入札書等の書換え、引換え又は撤回はできないものとする。ただし、入札を辞退することはできるものとする。

2 前項ただし書の規定により入札を辞退する場合は、開札日の前日までに入札辞退届(第4号様式)を入札担当課へ持参して提出しなければならない。

(入札書等の受領)

第6条 契約担当者等(財務規則第114条に規定する契約担当者等をいう。)は、入札の日に第4条第1項に規定する郵便局から入札書等を受領するものとする。

(入札の執行)

第7条 入札の執行回数は1回とし、落札者がいないときは、入札を不調とする。

2 落札者に対する連絡は、入札執行後速やかに行うものとする。

(入札の立会い)

第8条 町長は、開札を行うときは入札参加資格者(条件付き一般競争入札実施要綱第4条に規定する入札参加資格を有する者をいう。以下同じ。)の中から2人を入札立会人として立会わせなければならない。

2 町長は、前項に規定する入札立会人を選任する場合は、鶴田町条件付き一般競争入札参加資格審査申請書(条件付き一般競争入札実施要綱第4条第1項第4号に規定する鶴田町条件付き一般競争入札参加資格審査申請書をいう。以下「申請書」という。)の審査終了後、入札参加資格を有する者に通し番号を付し、次の表のとおり入札参加資格者数の区分に応じた番号に該当する者を選任するものとする。

入札参加資格者数	番 号
2人又は3人	1、2
4人以上10人以下	2、4
11人以上20人以下	3、11
21人以上	4、21

3 町長は、前項の規定により選任された入札立会人に対し、入札立会依頼書(第5号様式)により通知し立会いを依頼するものとする。

4 前項の規定により依頼された入札立会人が入札に立会えない場合は、入札立会人委任状(第6号様式)により代理人が立会うものとする。

5 入札立会人は、開札前に入札立会人名簿（第7号様式）に署名するものとする。

6 入札執行者は、予定された立会人が該当開札に立会わないときには、当該入札事務に従事していない町の職員を立会わせるものとする。

（同価格入札の取扱い）

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじを引かせて、落札者を決定する。この場合において、当該入札者が当該入札の立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は、当該入札事務に従事していない町の職員にくじを引かせるものとする。

（無効の入札）

第10条 財務規則第126条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 第4条第2項に規定する郵送方法以外の方法で入札書等を提出した入札
- (2) 公告で示した入札書等の到着期限を過ぎた入札
- (3) 入札書等を郵送する封筒に指定された事項が記載されていないもの
- (4) 入札書等が郵送された封筒記載の差出人（法人にあっては商号及び代表者氏名）と入札書等の入札者（法人にあっては商号及び代表者氏名）が相違する入札

- (5) 指定する様式以外の入札書等による入札

（その他）

第11条 郵便入札の実施に関し、この要綱に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

入札書

令和 年 月 日

鶴田町長様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

代 理 人

入札金額 ￥

工事番号 第 号

工事名称

工事場所 鶴田町大字

入札者心得書承諾のうえ入札します。

注 代理人をもって入札する場合は、代理人の氏名を記入し、代理人の印鑑を押印すること。

第2号様式（第4条関係）

工 事 費 内 訳 書

住 所
商号又は名称
代表者職氏名
代 理 人

工事番号 第 号

工事名称

工事費内訳 (単位：円)

項 目	数 量	金 額	備 考
直 接 工 事 費	一 式	(税抜)	
共 通 仮 設 費	一 式	(税抜)	
現 場 管 理 費	一 式	(税抜)	
一 般 管 理 費	一 式	(税抜)	
合 計	一 式	(税抜)	

※ 入札書の金額と本書の合計金額は、必ず一致すること。

第3号様式（第4条関係）

封 筒 記 載 例

（長形3号 封筒：表）

切手	〒038-3595	
		（宛名）鶴田郵便局留
		鶴田町総務課管財係 行
入札書在中		
公告番号 第〇号		
入札日 令和〇〇年〇〇月〇〇日		

（長形3号 封筒：裏）

印	
差出人	
住所	
氏名	
〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇
印	

※ 封筒に記載する番号は「**公告番号**」であり、工事番号ではないので注意すること。

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

鶴 田 町 長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

代 理 人

下記について、都合により入札を辞退します。

記

工事番号 第 号

工事名称 _____

辞退理由 _____

注 代理人をもって辞退する場合は、代理人の氏名を記入し、代理人の印鑑を押印すること。

鶴 総 第 号
令和 年 月 日

様

鶴 田 町 長

印

入 札 立 会 依 頼 書

下記工事の入札執行について、鶴田町郵便入札実施要綱（平成29年鶴田町告示第12号）第8条の規定により、貴社を入札立会人として選任しましたので、立会いを依頼します。

なお、都合により代表者以外の方が立会う場合は、必ず所定の委任状を持参してください。

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 入 札 日 時 | 令和 年 月 日 () 時 分より |
| 2 | 入札執行場所 | 鶴田町国際交流会館 2階 202会議室 |
| 3 | 工 事 番 号 | 第 号 |
| 4 | 工 事 名 | 工事 |
| 5 | 工 事 場 所 | 鶴田町大字 地内 |
| 6 | 持 参 す る 物 | ① 本依頼書
② 印鑑（入札立会人個人の認印）
※代理人出席の場合は、代理人個人の印鑑（委任状と同じ印鑑）
③ 委任状（代理人の場合のみ） |

注 入札開始時間の10分前には必ず来場してください。

入札立会人委任状

令和 年 月 日

鶴田町長様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

代 理 人

今般、都合により _____ を代理人と定め、下記工事に係る入札立会人の一切の権限を委任します。

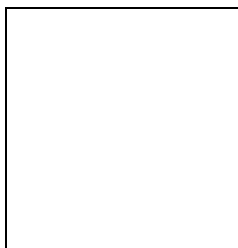
記

1 工 事 番 号 第 号

2 工 事 名 工事

3 工 事 場 所 鶴田町大字 地内

4 受任者が使用する印鑑



注 代理人をもって辞退する場合は、代理人の氏名を記入し、代理人の印鑑を押印すること。

第 7 号様式（第 8 条関係）

入 札 立 会 人 名 簿

入 札 日 時	令和 年 月 日 () 時 分～			
入 札 執 行 場 所	鶴田町国際交流会館 2 階 2 0 2 会 議 室			
工 事 番 号	第 号			
工 事 名	工 事			
工 事 場 所	鶴田町大字 地内			
工 期	契約締結の翌日から 年 月 日まで			
予 定 価 格	円			
入 札 立 会 人	受付番号	商 号 又 は 名 称	立 会 人 氏 名	押印